

議案第100号

文化センターに係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について

文化センターに係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関
する条例を次のように制定する。

平成25年11月28日 提出

北本市長 石 津 賢 治

文化センターに係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備
に関する条例

(北本市立中央図書館設置条例の一部改正)

第1条 北本市立中央図書館設置条例(昭和49年条例第23号)の一
部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市立中央図書館設置及び管理条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 市民の教育と文化の発展に寄与することを目的として、図書
館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、北本
市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)を設置する。

第2条第1項中「図書館の」を「中央図書館の」に改め、同条第2
項を削る。

第3条中「条例の施行について」を「条例に定めるもののほか、中

中央図書館の管理に関し」に、「北本市教育委員会が定める」を「教育委員会が別に定める」に改め、同条を第22条とする。

第2条の次に次の19条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 中央図書館の管理は、法人その他の団体であつて、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書、記録その他必要な資料の収集、整理、保存及び利用に関する業務
- (2) 読書会、研究会等の主催、共催及び奨励
- (3) 他の図書館、学校その他関係機関との連携及び協力に関する業務
- (4) 朗読集会室の利用の許可に関する業務
- (5) 中央図書館の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中央図書館の運営に関する事務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の募集)

第5条 教育委員会は、指定管理者に中央図書館の管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 中央図書館の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 中央図書館の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 前条第1号に掲げる事業計画書により中央図書館の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 中央図書館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適切な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 中央図書館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 中央図書館の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による中央図書館の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、中央図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(休館日)

第11条 中央図書館の休館日は、12月31日から翌年の1月2日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、中央図書館の管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用時間)

第12条 中央図書館の施設等を利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(個人情報の適正管理)

第13条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

(利用の許可)

第14条 朗読集会室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。

(1) 中央図書館の管理上支障があると認められるとき。

(2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、中央図書館の設置の目的に反すると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第16条 指定管理者は、中央図書館の利用者の遵守事項を定め、中央図書館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適当な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第17条 指定管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は中央図書館の管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第14条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 第15条の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。
- (4) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市及び指定管理者は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用権利者は、朗読集会室の利用を終わったときは、速やかに当該朗読集会室を原状に復しなければならない。前条の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第19条 指定管理者又は中央図書館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、中央図書館の施設若しくは設備を損傷し、又は資料若しくは備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第20条 教育委員会は、中央図書館内の秩序を乱し、若しくは乱す

おそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第21条 中央図書館の利用者は、中央図書館内において物品の販売及び宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為をしてはならない。

(北本市公民館設置及び管理条例の一部改正)

第2条 北本市公民館設置及び管理条例（昭和58年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 公民館の管理は、法人その他の団体であつて、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

第4条を削る。

第3条の2中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第5条を次のように改める。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公民館及び荒井公園の施設等（設備及び備品を含む。以下同じ。）の利用の許可に関する業務
- (2) 公民館及び荒井公園の施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公民館及び荒井公園の運営に関する事務のうち、教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

第20条から第28条までを削る。

第19条の見出しを「（利用料金の返還）」に改め、同条中「使用料は、還付し」を「利用料金は、返還し」に改め、同条ただし書中「還付する」を「返還する」に改め、同条第1号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第28条とする。

第18条を削る。

第17条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「ところにより、使用料」を「額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めた利用料金」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の2条を加える。

(利用料金の収入)

第26条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の免除)

第27条 指定管理者は、利用権利者が公民館又は荒井公園の施設等を利用する場合において、次の各号(中央公民館ホールにあっては、第1号から第3号まで)のいずれかに該当するときは、その申請により第25条に規定する利用料金を免除することができる。

- (1) 市又は市の教育機関が主催する事業
- (2) 市が構成員となっている団体が主催する事業
- (3) 市又は市の教育機関が共催する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの

第16条を第24条とし、第15条を第23条とする。

第14条中「公民館及び荒井公園の利用者」の前に「指定管理者又は」を加え、同条を第22条とする。

第13条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第21条とする。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第11条第1項の規定により、指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第12条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同項第1号中「第8条第3項」を「第16条第3項」に改め、同項第2号中「第9条」を「第17条」に改め、同項第3号中「第10条」を「第18条」に改め、同条第2項中「市」の次に「及び指定管理者」を加

え、同条を第20条とする。

第11条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第19条とする。

第10条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第18条とする。

第9条を第17条とする。

第8条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第16条とする。

第7条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」を「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（個人情報 の 適正管理）

第15条 指定管理者は、第5条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

第6条中「（設備及び備品を含む。以下同じ。）」を削り、同条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」を「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」に改め、同条第1号中「午後9時30分まで」を「午後10時まで」に改め、同条第2号中「中央公民館以外の公民館（以下「地区公民館」という。）」を「地区公民館」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の7条を加える。

（指定管理者 の 募集）

第6条 教育委員会は、指定管理者に公民館及び荒井公園の管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

（指定管理者 の 指定 の 申請）

第7条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 公民館及び荒井公園の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 公民館及び荒井公園の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 前条第1号に掲げる事業計画書により公民館及び荒井公園の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 公民館及び荒井公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 第5条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 公民館及び荒井公園の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 公民館及び荒井公園の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
- (3) 公民館及び荒井公園の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による公民館及び荒井公園の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 教育委員会は、公民館及び荒井公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(休館日)

第12条 北本市中央公民館（以下「中央公民館」という。）の休館日は、12月31日から翌年の1月2日までの日とする。

2 中央公民館以外の公民館（以下「地区公民館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第4月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日）

(2) 12月28日から翌年の1月3日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、公民館の管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

第29条を削る。

第30条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第29条とする。

別表第1中「第17条関係」を「第25条関係」に改め、別表第1中央公民館使用料の表中「中央公民館使用料」を「中央公民館利用料金の上限額」に、「使用料の額は、それぞれの使用料の額」を「利用料金の上限額は、それぞれの利用料金の上限額」に、「者については、」を「者の」に、「に限り、使用料の額」を「の利用については、利用料金の上限額」に、「場合は、使用料」を「場合の利用料金の上限額は、利用料金の上限額」に、「使用料の額は、使用料」を「利用料金の上限額は、利用料金の上限額」に改め、別表第1地区公民館使用料の表中「地区公民館使用料」を「地区公民館利用料金の上限額」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に、「額は、団体使用料」

を「利用料金の上限額は、団体利用に係る利用料金の上限額」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、別表第1 荒井公園テニスコート使用料の表を次のように改める。

荒井公園テニスコート利用料金の上限額

公園名	施設名	単位	利用料金の上限額	摘要
荒井公園	テニスコート	1面1時間につき	250円	利用時間は、1日につき2時間以内とする。

備考 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の利用料金の上限額は、利用料金の上限額に50パーセントを加算した額とする。ただし、鴻巣市及び桶川市に居住する者については、利用料金の上限額を加算しないものとする。

別表第2中「第17条関係」を「第25条関係」に改め、別表第2中央公民館附属設備使用料の表中「中央公民館附属設備使用料」を「中央公民館附属設備利用料金の上限額」に、「金額（円）」を「利用料金の上限額」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に改める。

別表第3中「第17条関係」を「第25条関係」に改め、別表第3陶芸窯使用料の表中「陶芸窯使用料」を「陶芸窯利用料金の上限額」に、「金額」を「利用料金の上限額」に、「使用料の額は、使用料の額」を「利用料金の上限額は、それぞれの利用料金の上限額」に改める。

（北本市文化センター設置条例の一部改正）

第3条 北本市文化センター設置条例（昭和58年条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市文化センター条例

第1条中「北本市立中央図書館設置条例」を「北本市立中央図書館設置及び管理条例」に改め、「（以下「施設」という。）」を削り、「施設を」を「当該施設を」に改める。

第2条を次のように改める。

(一体性の確保)

第2条 教育委員会は、文化センターが市民の教養の向上及び文化の発展に寄与する場であることに鑑み、複合施設として、その管理及び運営の一体性を確保しなければならない。

第3条及び第4条を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(北本市立図書館協議会条例の廃止)

第2条 北本市立図書館協議会条例(昭和58年条例第5条)は、廃止する。

(北本市文化事業基金の設置及び管理に関する条例の廃止)

第3条 北本市文化事業基金の設置及び管理に関する条例(昭和59年条例第16号)は、廃止する。

(北本市立中央図書館設置条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第1条の規定による改正後の北本市立中央図書館設置及び管理条例(以下この条において「新条例」という。)第3条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新条例第4条から第7条までの規定の例により行うことができる。

(北本市公民館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置等)

第5条 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の北本市公民館設置及び管理条例の規定により行った処分その他の行為は、同条の規定による改正後の北本市公民館設置及び管理条例(以下この条において「新条例」という。)の相当規定により行ったものとみなす。

2 新条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、施行日前においても、新条例第5条から第8条までの規定の例により行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表公民館運営審議会委員の項中「公民館運営審議会委員」を「公民館等運営審議会委員」に改める。

(北本市都市公園条例の一部改正)

第7条 北本市都市公園条例(昭和49年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条中「使用料」を「利用料金」に改める。

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第8条 北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和56年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会の附属機関の表に次のように加える。

北本市公民館等運営審議会	教育委員会の諮問に応じ、公民館等の管理及び運営に関する事項について調査審議する。
北本市図書館協議会	教育委員会の諮問に応じ、市立図書館の管理及び運営に関する事項について調査審議する。

(北本市手数料条例の一部改正)

第9条 北本市手数料条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第71号を削り、第72号を第71号とし、第73号から第75号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第8項中「第75号まで」を「第74号まで」に改める。

議案第100号参考資料

北本市立中央図書館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（文化センターに係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例第1条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>北本市立中央図書館設置条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第1条の目的を達成するため、同法第10条の規定に基づき、北本市立中央図書館（以下「図書館」という。）を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p><u>2 図書館の活動を十分にするため、必要あるときは、図書館の分館、巡回図書館を置くことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>北本市立中央図書館設置及び管理条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 市民の教育と文化の発展に寄与することを目的として、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、北本市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>中央図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第3条 中央図書館の管理は、法人その他の団体であつて、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定</u></p>

するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書、記録その他必要な資料の収集、整理、保存及び利用に関する業務
- (2) 読書会、研究会等の主催、共催及び奨励
- (3) 他の図書館、学校その他関係機関との連携及び協力に関する業務
- (4) 朗読集会室の利用の許可に関する業務
- (5) 中央図書館の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中央図書館の運営に関する事務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の募集）

第5条 教育委員会は、指定管理者に中央図書館の管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請）

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、

規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 中央図書館の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 中央図書館の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 前条第1号に掲げる事業計画書により中央図書館の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) 中央図書館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適切な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事

項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 中央図書館の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 中央図書館の管理に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による中央図書館の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、中央図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これに

よって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(休館日)

第11条 中央図書館の休館日は、12月31日から翌年の1月2日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、中央図書館の管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用時間)

第12条 中央図書館の施設等を利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(個人情報の適正管理)

第13条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

(利用の許可)

第14条 朗読集会室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事

	<p><u>項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 中央図書館の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、中央図書館の設置の目的に反すると認められるとき。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。</u></p> <p><u>(利用権の譲渡等の禁止)</u></p> <p><u>第15条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p><u>(遵守事項及び指定管理者の指示)</u></p> <p><u>第16条 指定管理者は、中央図書館の利用者の遵守事項を定め、中央図書館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適当な指示をすることができる。</u></p> <p><u>(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)</u></p> <p><u>第17条 指定管理者は、利用権利者が次の各号のいずれか</u></p>
--	--

に該当するとき、又は中央図書館の管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第14条第3項の規定による条件に違反したとき。

(2) 第15条の規定に違反したとき。

(3) 前条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

(4) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市及び指定管理者は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用権利者は、朗読集会室の利用が終わったときは、速やかに当該朗読集会室を原状に復しなければならない。前条の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第19条 指定管理者又は中央図書館の利用者は、自己の責

<p>(委任)</p> <p>第3条 この<u>条例の施行について必要な事項は、北本市教育委員会</u>が定める。</p>	<p><u>めに帰すべき理由により、中央図書館の施設若しくは設備を損傷し、又は資料若しくは備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>(入館の禁止等)</u></p> <p>第20条 <u>教育委員会は、中央図書館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。</u></p> <p><u>(販売行為等の禁止)</u></p> <p>第21条 <u>中央図書館の利用者は、中央図書館内において物品の販売及び宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為をしてはならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第22条 この<u>条例に定めるもののほか、中央図書館の管理</u>に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>
---	---

北本市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（文化センターに係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例第2条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案		
<p><u>（管理）</u> <u>第3条 公民館は、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。</u> <u>2 公民館相互の連絡調整は、北本市中央公民館（以下「中央公民館」という。）が行う。</u></p> <p>（特例による管理） <u>第3条の2 北本市都市公園条例（昭和49年条例第20号）第6条の規定に基づき、次の表に掲げる公園の公園施設は、教育委員会が管理する。</u></p> <table border="1" data-bbox="262 1050 1055 1102"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p><u>（職員）</u> <u>第4条 公民館に館長その他必要な職員を置く。</u></p> <p><u>（休館日）</u> <u>第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。</u></p>	略	<p><u>（指定管理者による管理）</u> <u>第3条 公民館の管理は、法人その他の団体であって、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。</u></p> <p>（特例による管理） <u>第4条 北本市都市公園条例（昭和49年条例第20号）第6条の規定に基づき、次の表に掲げる公園の公園施設は、指定管理者が管理する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 1050 1942 1102"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u> <u>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p>	略
略			
略			

<p><u>(1) 毎月第4月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日）</u></p> <p><u>(2) 12月28日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、公民館の管理上必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</u></p>	<p><u>(1) 公民館及び荒井公園の施設等（設備及び備品を含む。以下同じ。）の利用の許可に関する業務</u></p> <p><u>(2) 公民館及び荒井公園の施設等の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、公民館及び荒井公園の運営に関する事務のうち、教育委員会のみ権限に属する事務を除く業務</u></p> <p><u>（指定管理者の募集）</u></p> <p><u>第6条 教育委員会は、指定管理者に公民館及び荒井公園の管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（指定管理者の指定の申請）</u></p> <p><u>第7条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 公民館及び荒井公園の事業計画書</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類</u></p> <p><u>（指定管理者の指定）</u></p> <p><u>第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管</u></p>
---	---

	<p><u>理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>公民館及び荒井公園の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。</u></p> <p>(2) <u>前条第1号に掲げる事業計画書により公民館及び荒井公園の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。</u></p> <p>(3) <u>公民館及び荒井公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。</u></p> <p>(4) <u>第5条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。</u></p> <p><u>(事業報告書の作成及び提出)</u></p> <p><u>第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>公民館及び荒井公園の管理業務の実施状況及び利用状況</u></p> <p>(2) <u>公民館及び荒井公園の施設等の利用に係る料金(以下</u></p>
--	--

	<p><u>「利用料金」という。)の収入の実績</u></p> <p><u>(3) 公民館及び荒井公園の管理に係る経費の収支状況</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による公民館及び荒井公園の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項</u></p> <p><u>(業務報告の聴取等)</u></p> <p><u>第10条 教育委員会は、公民館及び荒井公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>(指定の取消し等)</u></p> <p><u>第11条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</u></p> <p><u>(休館日)</u></p> <p><u>第12条 北本市中央公民館（以下「中央公民館」という。）</u></p>
--	--

<p>(利用時間)</p> <p><u>第6条 公民館及び荒井公園の施設等（設備及び備品を含む。以下同じ。）</u>を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) 中央公民館 午前9時から午後9時30分まで（プラネタリウム室は、午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) <u>中央公民館以外の公民館（以下「地区公民館」という。）</u> 午前9時から午後10時まで</p> <p>(3) 略</p> <p>(利用期間)</p>	<p><u>の休館日は、12月31日から翌年の1月2日までの日とする。</u></p> <p>2 <u>中央公民館以外の公民館（以下「地区公民館」という。）の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>毎月第4月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日）</u></p> <p>(2) <u>12月28日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、公民館の管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第13条 公民館及び荒井公園の施設等を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) 中央公民館 午前9時から午後10時まで（プラネタリウム室は、午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) <u>地区公民館</u> 午前9時から午後10時まで</p> <p>(3) 略</p> <p>(利用期間)</p>
--	---

第7条 公民館の施設等を引き続いて利用することができる期間は、6日を限度とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第8条 公民館及び荒井公園の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

第9条 略

第14条 公民館の施設等を引き続いて利用することができる期間は、6日を限度とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(個人情報の適正管理)

第15条 指定管理者は、第5条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

(利用の許可)

第16条 公民館及び荒井公園の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

第17条 略

(造作等の制限)

第10条 利用権利者は、利用のため公民館及び荒井公園の施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第11条 教育委員会は、公民館及び荒井公園の利用者の遵守事項を定め、公民館及び荒井公園の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第12条 教育委員会は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館及び荒井公園の管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第8条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 第9条の規定に違反したとき。
- (3) 第10条の制限を守らないとき。
- (4)・(5) 略

2 市は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(造作等の制限)

第18条 利用権利者は、利用のため公民館及び荒井公園の施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第19条 指定管理者は、公民館及び荒井公園の利用者の遵守事項を定め、公民館及び荒井公園の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第20条 指定管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館及び荒井公園の管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第16条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 第17条の規定に違反したとき。
- (3) 第18条の制限を守らないとき。
- (4)・(5) 略

2 市及び指定管理者は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

<p>(原状への回復)</p> <p><u>第13条</u></p> <p>略</p> <p>(損害の賠償)</p> <p><u>第14条</u> 公民館及び荒井公園の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に公民館及び荒井公園の施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときはこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p><u>第15条・第16条</u> 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第17条</u> 利用権利者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるところにより、<u>使用料</u>を納付しなければならない。</p>	<p>(原状への回復)</p> <p><u>第21条</u> 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第11条第1項の規定により、指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、<u>その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2</u> 略</p> <p>(損害の賠償)</p> <p><u>第22条</u> 指定管理者又は公民館及び荒井公園の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に公民館及び荒井公園の施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときはこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p><u>第23条・第24条</u> 略</p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第25条</u> 利用権利者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内において、<u>指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めた利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p>(利用料金の収入)</p>
---	---

<p style="text-align: center;"><u>(使用料の免除)</u></p> <p><u>第18条 市長は、利用権利者が公民館又は荒井公園の施設等を利用する場合において、特に必要があると認めるときは、その申請により前条の規定による使用料を免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 市が主催する事業</u></p> <p><u>(2) 市の教育機関が主催する事業</u></p> <p><u>(3) 市が構成員となっている団体が主催する事業</u></p> <p><u>2 前項の規定により使用料を免除することができる事業</u></p>	<p><u>第26条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利用料金の免除)</u></p> <p><u>第27条 指定管理者は、利用権利者が公民館又は荒井公園の施設等を利用する場合において、次の各号（中央公民館ホールにあつては、第1号から第3号まで）のいずれかに該当するときは、その申請により第25条に規定する利用料金を免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 市又は市の教育機関が主催する事業</u></p> <p><u>(2) 市が構成員となっている団体が主催する事業</u></p> <p><u>(3) 市又は市の教育機関が共催する事業</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの</u></p>
---	---

は、次に掲げる事業とする。ただし、中央公民館ホールについては、第1号、第2号及び第3号に掲げる事業とする。

- (1) 市又は市の教育機関が主催する事業
- (2) 市が構成員となっている団体が主催する事業
- (3) 市又は市の教育機関が共催する事業
- (4) その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの

(使用料の還付)

第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) 公民館及び荒井公園の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 略

(指定管理者による管理)

第20条 公民館及び荒井公園の管理は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(利用料金の返還)

第28条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) 公民館及び荒井公園の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 略

- (1) 公民館及び荒井公園の施設等の利用の許可に関する業務
- (2) 公民館及び荒井公園の施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公民館及び荒井公園の運営に関する事務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の募集)

第22条 教育委員会は、指定管理者に公民館及び荒井公園の管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第23条 第20条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 公民館及び荒井公園の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第24条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定

管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 公民館及び荒井公園の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 前条第1号に掲げる事業計画書により公民館及び荒井公園の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 公民館及び荒井公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 第21条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第27条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 公民館及び荒井公園の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 公民館及び荒井公園の施設等の利用に係る料金（以下

「利用料金」という。)の収入の実績

(3) 公民館及び荒井公園の管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による公民館及び荒井公園の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第26条 教育委員会は、公民館及び荒井公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第27条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の管理の基準)

第28条 第20条の規定により公民館及び荒井公園の管

理及び運営を指定管理者に行わせる場合における第3条から第8条まで及び第10条から第12条までの規定の適用については、第3条第1項中「北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「法人その他の団体であって、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）」と、第3条の2中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「公民館」とあるのは「公民館（第20条の規定により公民館及び荒井公園の管理及び運営を指定管理者に行わせるものを除く。）」と、第5条第2項中「教育委員会は、公民館の管理上必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、公民館の管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第6条ただし書及び第7条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第8条、第10条、第11条及び第12条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、別表第1荒井公園テニスコート使用料の表備考2中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、第21条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

3 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前

条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに現状に復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

4 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、公民館及び荒井公園の施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

5 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。この場合における第17条から第19条まで、別表第1及び別表第3の規定の適用については、第17条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「定めるところにより、使用料」とあるのは「定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めた利用料金」と、第18条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同項及び同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第19条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、別表第1地区公民館使用料の表中「地区公民館使用料」とあるのは「地区公民館利用料金の上限額」と、別表第1地区公民館使用料の表備考1中「使用料の額」とあるのは「利用料金の上限額」と、別表第1地区公民館使用料の表備考2中「額は」

とあるのは「利用料金の上限額は」と、「団体使用料」とあるのは「団体利用に係る利用料金の上限額」と、別表第1地区公民館使用料の表備考3中「使用料」とあるのは「利用料金の上限額」と、別表第1荒井公園テニスコート使用料の表中「荒井公園テニスコート使用料」とあるのは「荒井公園テニスコート利用料金の上限額」と、別表第1荒井公園テニスコートの表備考1中「使用料の額」とあるのは「利用料金の上限額」と、別表第3中「陶芸窯使用料」とあるのは「陶芸窯利用料金の上限額」と、同表備考1中「使用料の額」とあるのは「利用料金の上限額」とする。

(運営審議会)

第29条 法第29条第1項の規定により、中央公民館に北本市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 中央公民館及び地区公民館は、審議会を共有するものとする。

3 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

4 審議会は、委員15人をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第30条 荒井公園の利用手続、使用料その他管理に必要な事項については、この条例に定めるもののほか、北本市都市公園の例による。

別表第1 (第17条関係)

中央公民館使用料

略

備考

1・2 略

3 市外居住者(市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者)の使用料の額は、それぞれの使用料の額に50パーセントを加算した額とする。ただし、鴻巣市及び桶川市に居住する者については、ホール及びプラネタリウムに限り、使用料の額を加算しないものとする。

4 利用に先立ち準備若しくは練習のためホールを利用する場合は、使用料の70パーセントとする。

5 ホールの利用権利者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料の額は、使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

(雑則)

第29条 荒井公園の利用手続、利用料金その他管理に必要な事項については、この条例に定めるもののほか、北本市都市公園の例による。

別表第1 (第25条関係)

中央公民館利用料金の上限額

略

備考

1・2 略

3 市外居住者(市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者)の利用料金の上限額は、それぞれの利用料金の上限額に50パーセントを加算した額とする。ただし、鴻巣市及び桶川市に居住する者のホール及びプラネタリウムの利用については、利用料金の上限額を加算しないものとする。

4 利用に先立ち準備若しくは練習のためホールを利用する場合は、利用料金の上限額は、利用料金の上限額の70パーセントとする。

5 ホールの利用権利者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金の上限額は、利用料金の上限額に次に定める率を乗じて得た額を加算した

(1)～(4) 略

6・7 略

地区公民館使用料

略

備考

- 1 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の使用料の額は、それぞれの使用料の額に50パーセントを加算した額とする。
- 2 中学生以下の者が団体に体育室、軽スポーツ室又はホールを利用する場合の額は、団体使用料の2分の1の額とする。
- 3 視聴覚室は、視聴覚機材を利用しない場合は、使用料の2分の1の額とする。

荒井公園テニスコート使用料

公園名	施設名	単位	金額	摘要
荒井公園	テニスコート	1面1時間につき	250円	利用時間は、1日につき2時間以内とする。

備考

- 1 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の使用料の額は、使用料の額に50パーセ

額とする。

(1)～(4) 略

6・7 略

地区公民館利用料金の上限額

略

備考

- 1 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の利用料金の上限額は、それぞれの利用料金の上限額に50パーセントを加算した額とする。
- 2 中学生以下の者が団体に体育室、軽スポーツ室又はホールを利用する場合の利用料金の上限額は、団体利用に係る利用料金の上限額の2分の1の額とする。
- 3 視聴覚室は、視聴覚機材を利用しない場合は、利用料金の上限額の2分の1の額とする。

荒井公園テニスコート利用料金の上限額

公園名	施設名	単位	利用料金の上限額	摘要
荒井公園	テニスコート	1面1時間につき	250円	利用時間は、1日につき2時間以内とする。

- 備考 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の利用料金の上限額は、利用料金の上限額に50パーセントを加算した額とする。ただし、鴻巣市及

ントを加算した額とする。ただし、鴻巣市及び桶川市に居住する者については、使用料の額を加算しないものとする。

2 利用時間は、教育委員会が必要があると認める場合においては、これを延長することができる。

別表第2（第17条関係）

中央公民館附属設備使用料

区分	名称	単位	金額（円） （1回につき）	備考
略	略	略	略	略

備考 この表による使用料は、別表第1に定める午前、午後又は夜間におけるそれぞれの利用を各1回として計算する。

別表第3（第17条関係）

陶芸窯使用料

施設等名	館名	単位	金額	摘要
略	略	略	略	略

備考

1 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の使用料の額は、使用料の額に50パーセントを加算した額とする。

2 略

び桶川市に居住する者については、利用料金の上限額を加算しないものとする。

別表第2（第25条関係）

中央公民館附属設備利用料金の上限額

区分	名称	単位	利用料金の上限額 （1回につき）	備考
略	略	略	略	略

備考 この表による利用料金の上限額は、別表第1に定める午前、午後又は夜間におけるそれぞれの利用を各1回として計算する。

別表第3（第25条関係）

陶芸窯利用料金の上限額

施設等名	館名	単位	利用料金の上限額	摘要
略	略	略	略	略

備考

1 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の利用料金の上限額は、それぞれの利用料金の上限額に50パーセントを加算した額とする。

2 略

北本市文化センター設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（文化センターに係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例第3条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>北本市文化センター設置条例</u></p> <p>（目的及び名称）</p> <p>第1条 北本市公民館設置及び管理条例（昭和58年条例第17号）に基づく北本市中央公民館及び<u>北本市立中央図書館設置条例</u>（昭和49年条例第23号）に基づく北本市立中央図書館が複合施設（以下「施設」という。）であることに鑑み、<u>施設を総称して北本市文化センター</u>（以下「文化センター」という。）という。</p> <p><u>（一体性の確保等）</u></p> <p>第2条 <u>文化センターは、施設の委任を受けた範囲内において、効率的な運営を行うための一体性を確保し、及び必要な調整を図るものとする。</u></p> <p><u>（職員）</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>北本市文化センター条例</u></p> <p>（目的及び名称）</p> <p>第1条 北本市公民館設置及び管理条例（昭和58年条例第17号）に基づく北本市中央公民館及び<u>北本市立中央図書館設置及び管理条例</u>（昭和49年条例第23号）に基づく北本市立中央図書館が複合施設であることに鑑み、<u>当該施設を総称して北本市文化センター</u>（以下「文化センター」という。）という。</p> <p><u>（一体性の確保）</u></p> <p>第2条 <u>教育委員会は、文化センターが市民の教養の向上及び文化の発展に寄与する場であることに鑑み、複合施設として、その管理及び運営の一体性を確保しなければならない。</u></p>

第3条 文化センターに所長を置く。

2 所長は、上司の命を受け、文化センターの事務を掌理し、その事務を処理するため施設の職員を指揮監督する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

北本市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（文化センターに係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例附則第7条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（管理規定の特例）</p> <p>第6条 総合的な管理に関する業務を除き、公園の利用手続、<u>使用料</u>その他管理に必要な事項を北本市都市公園条例以外の条例で定める公園は荒井公園とし、その条例は北本市公民館設置及び管理条例（昭和58年条例第17号）とする。</p>	<p>（管理規定の特例）</p> <p>第6条 総合的な管理に関する業務を除き、公園の利用手続、<u>利用料金</u>その他管理に必要な事項を北本市都市公園条例以外の条例で定める公園は荒井公園とし、その条例は北本市公民館設置及び管理条例（昭和58年条例第17号）とする。</p>

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（文化センターに係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例附則第8条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案												
別表（第2条関係） 第2 教育委員会の附属機関 <table border="1" data-bbox="273 663 1066 762"> <thead> <tr> <th data-bbox="273 663 577 711">附属機関名</th> <th data-bbox="577 663 1066 711">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="273 711 577 762">略</td> <td data-bbox="577 711 1066 762">略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関名	職務	略	略	別表（第2条関係） 第2 教育委員会の附属機関 <table border="1" data-bbox="1158 663 1951 1056"> <thead> <tr> <th data-bbox="1158 663 1462 711">附属機関名</th> <th data-bbox="1462 663 1951 711">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1158 711 1462 762">略</td> <td data-bbox="1462 711 1951 762">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 762 1462 911"><u>北本市公民館等運営審議会</u></td> <td data-bbox="1462 762 1951 911"><u>教育委員会の諮問に応じ、公民館等の管理及び運営に関する事項について調査審議する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 911 1462 1056"><u>北本市図書館協議会</u></td> <td data-bbox="1462 911 1951 1056"><u>教育委員会の諮問に応じ、市立図書館の管理及び運営に関する事項について調査審議する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関名	職務	略	略	<u>北本市公民館等運営審議会</u>	<u>教育委員会の諮問に応じ、公民館等の管理及び運営に関する事項について調査審議する。</u>	<u>北本市図書館協議会</u>	<u>教育委員会の諮問に応じ、市立図書館の管理及び運営に関する事項について調査審議する。</u>
附属機関名	職務												
略	略												
附属機関名	職務												
略	略												
<u>北本市公民館等運営審議会</u>	<u>教育委員会の諮問に応じ、公民館等の管理及び運営に関する事項について調査審議する。</u>												
<u>北本市図書館協議会</u>	<u>教育委員会の諮問に応じ、市立図書館の管理及び運営に関する事項について調査審議する。</u>												

北本市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（文化センターに係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例附則第9条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（手数料の納付）</p> <p>第2条 市長（市長の命ずる建築主事を含む。）に対して申請等をしようとする者は、次の各号に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ定める額とする。</p> <p>(1)～(70) 略</p> <p><u>(71) 市立図書館資料の複写 1枚につき 10円</u></p> <p><u>(72)～(75) 略</u></p> <p>2～6 略</p>	<p>（手数料の納付）</p> <p>第2条 市長（市長の命ずる建築主事を含む。）に対して申請等をしようとする者は、次の各号に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ定める額とする。</p> <p>(1)～(70) 略</p> <p><u>(71)～(74) 略</u></p> <p>2～6 略</p>
<p>（手数料の減免等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>第2条第1項第46号から第75号までに規定する事務が次のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</u></p>	<p>（手数料の減免等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>第2条第1項第46号から第74号までに規定する事務が次のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</u></p>

(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
-----------	-----------